

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.17

[共通] 問1 消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して、当該物件の整理、除去等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 消防長は、防火対象物において消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件がある場合で、特に緊急の必要があると認めるときは、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者以外に、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者に対して、当該物件の整理、除去等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (3) 消防長は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者を確知することができないため、これらの者に対し、当該物件の整理、除去等の必要な措置をとるべきことを命ずることができないときであっても、緊急の必要があると認める場合を除き、当該消防職員に当該物件の整理、除去等の措置をとらせるることはできない。
- (4) 消防長は、防火対象物において消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件があり、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して当該物件の整理、除去等の措置をとるべきことを命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないときは、行政代執行法の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

答

解説

- (1) 消防法第5条の3第1項 同法第3条第1項に準じた規定。
- (2) 消防法第5条の3第1項 防火対象物における物件の放置等は、一般に火災が発生した場合の被害が大きいと考えられるため、特に緊急の必要があると認める場合は受命者の範囲を拡大することができる。
- (3) 消防法第5条の3第2項 緊急の必要があると認める場合でなくとも、あらかじめ公告することにより、防火対象物における火災の予防に危険であると認める物件の整理、除去等の措置を当該消防職員にとらせることができる。
- (4) 消防法第5条の3第5項、同法第3条第4項。

答

解説

- (1) 消防法第17条第1項。
- (2) 消防法第17条第1項、同令第7条第1項。
- (3) 消防法第17条第2項。
- (4) 消防法第17条第3項、消防法第17条の2の2第2項及び第3項 設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持する特殊消防用設備等については、附加条例の規定も含めて総務大臣が認定することとされており、認定に際しては消防法第17条の2の2第3項の規定に基づき総務大臣が関係消防長又は関係消防署長に通知し、関係消防長又は関係消防署長は「地方の気候又は風土の特殊性」等を勘案して意見を申し出ることができる仕組みが設けられている。

[消防用設備等] 問1 消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の関係者は、政令で定めるところに従い、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、設置し、及び維持しなければならない。
- (2) 防火対象物の関係者が設置し、及び維持しなければならない消防用設備等には、消防の用に供する設備（消火設備、警報設備及び避難設備をいう。）、消防用水並びに消火活動上必要な施設がある。
- (3) 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。
- (4) 消防用設備等の技術上の基準に関して、政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を条例で設けている市町村内にある防火対象物の関係者が、設備等設置維持計画に従って特殊消防用設備等を設置し、及び維持しようとする場合は、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条の規定に基づき、当該特殊消防用設備等が政令若しくはこれに基づく命令又は条例で定める技術上の基準にしたがって設置し、及び維持すべき消防用設備等と同等以上の性能を有すると認めることが必要である。

[消防用設備等] 問 2 スプリンクラー設備の設置義務がある防火対象物において、開口部に設けるスプリンクラーヘッドの代替設備として規定されている防火設備の1つであるドレンチャー設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) ドレンチャーへッドは、開口部の上枠に、当該上枠の長さ2.3m以下ごとに1個設ける必要がある。
- (2) ドレンチャー設備の制御弁は、防火対象物の階ごとに、その階の床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の位置に設ける必要がある。
- (3) ドレンチャー設備の水源は、その水量がドレンチャーへッドの設置個数（当該設置個数が5を超えるときは、5とする。）に0.4m³を乗じて得た量以上の量となるように設ける必要がある。
- (4) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーへッド（当該設置個数が5を超えるときは、5個のドレンチャーへッドとする。）を同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.1MPa（メガパスカル）以上で、かつ、放水量が20ℓ毎分以上の性能のものとする必要がある。

[防火査察] 問 1 平成14年の消防法改正で、命令を発した場合における公示が義務付けられた。公示の趣旨は、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。次の命令のうち、公示の義務がないものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第3条第1項（屋外の火災予防措置命令）
- (2) 消防法第5条の3第1項（防火対象物に対する措置命令）
- (3) 消防法第8条第3項（防火管理者選任命令）
- (4) 消防法第8条の2の5第1項（自衛消防組織の設置命令）

[防火査察] 問 2 違反調査に関する次の記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反対象物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。
- (2) 違反調査内容は、命令処分を早急に行う場合、行政指導である警告を行う場合、あるいは、告発を行う場合などの違反処理区分及び違反事実の実態に応じて決定する。
- (3) 警告、命令及び告発の場合の調査は、実況見分調査等により、違反の事実を特定することで足りる。
- (4) 違反調査には、法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、法第35条の10に定める照会による場合などがある。

[危険物] 問 1 危険物の混載禁止の組み合わせのうち、誤っているものはどれか。

- (1) 第1類の危険物と第4類の危険物
- (2) 第3類の危険物と第5類の危険物
- (3) 第2類の危険物と第6類の危険物
- (4) 第1類の危険物と第5類の危険物
- (5) 第2類の危険物と第4類の危険物

答

解説

- (1) 消防法施行規則第15条第2項第1号 ドレンチャーへッドは、開口部の上枠の長さ2.5m以下ごとに1個設ける必要がある。
- (2) 消防法施行規則第15条第2項第2号。
- (3) 消防法施行規則第15条第2項第3号。
- (4) 消防法施行規則第15条第2項第4号。

答

解説

- (1) 消防法第3条により公示の義務はない。
- (2) 消防法第5条の3第5項により公示の義務はある。
- (3) 消防法第8条第5項により公示の義務はある。
- (4) 消防法第8条の2の5第4項により公示の義務はある。

答

解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 警告、命令の場合の調査は、実況見分調査等により、違反の事実を特定することで足りるが、告発の場合の調査は、違反事実の特定に加え、構成要件該当性、違法性、有責性について特定することが必要である。
- (4) 違反処理マニュアルによる。

答

解説 危険物の災害の発生・拡大危険がある異なる類の危険物の混載は、原則として禁止されている。

〔参考条文〕危険物の規制に関する規則第46条、別表第4
危険物の規制に関する政令第29条第6号
消防法第16条

〔危険物〕問2 危険物保安監督者の業務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 製造所等の構造及び設備に異常を発見した場合に、適当な措置を講じること。
- (2) 危険物の取扱い作業の実施に際し、作業者に対し必要な指示を与えること。
- (3) 火災等の災害防止に関し、隣接する施設関係者との間に連絡を保つこと。
- (4) 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとする際に、許可を受けること。
- (5) 火災等の災害が発生した場合に、作業者を指揮して応急の措置を講じること。

答

解説 危険物の取扱い作業に関し、保安の監督をさせるため、危険物保安監督者が選任されている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第48条

消防法第13条第1項

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

——昇任試験実力養成講座——

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (ア) 普通地方公共団体

(イ) 条例

(ウ) 資金

(エ) 特定財源

(オ) 予算

問2 答 (1)

〔地公法〕

問1 答 (4)

問2 答 (4)

〔消防組織〕

問1 答 (5)

問2 答 (1)、(5)

〔消防教養〕

問1 答 (4)

〔消防法規〕

問1 答 (4)、(5)

問2 答 (1)、(4)

問3 答 (4)

〔消防設備〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)

問3 答 (3)

問4 答 (2)

問5 答 ①消防用設備等

②消防長又は消防署長

③又は ④又は ⑤かつ

問6 答 (2)

問7 答 (4)

問8 答 (1)、(3)

〔防炎〕

問1 答 (3)

〔建築法規〕

問1 答 (3)

問2 答 ①火の粉 ②性能 ③用途
④技術的基準 ⑤認定

〔危険物〕

問1 答 (4)

問2 答 (2)

〔防災〕

問1 答 (1)

問2 答 (3)

問3 答 (5)

〔救助〕

問1 答 (2)

〔石油コンビナート〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

〔原子力〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

〔無線法規〕

問1 答 (3)

〔無線工学〕

問1 答 (5)

〔国民保護〕

問1 答 (3)

問2 答 5つ

〔警防〕

問1 答 (5)

問2 答 (4)

問3 答 (4)

——消防司令問題——

〔組織管理〕

問1 答 (3)

〔人事管理〕

問1 答 (3)

〔消防財政〕

問1 答 (4)

〔警防〕

問1 答 (5)

問2 答 (1)

問3 答 (2)

〔救助〕

問1 答 (4)

——救急救命士国家試験問題模擬テスト——

〔一般問題〕

問1 答 (2)、(4)

問2 答 (1)

問3 答 (1)

問4 答 (5)

〔状況設定問題〕

問1 答 (3)

問2 答 (5)

——予防技術検定模擬テスト——

〔共通〕

問1 答 (3)

[消防用設備等]

- 問1 答 (4)
問2 答 (1)

[防火査察]

- 問1 答 (1)
問2 答 (3)

[危険物]

- 問1 答 (5)
問2 答 (3)

昇任試験実力養成講座・小論文**解答例**

消防車両の定期点検等については、道路運送車両法やその他消防機関の内部規則等に従って適切に実施することが定められている。しかし、こうした車両の点検に何らかのミスが発生し、そのことで車両の一部に不具合が生じたような場合、結果的に消防活動が阻害されたり又は交通事故を誘発するという事態が起こってくる。そうしたことでは、日常的な車両の点検や一定の期間毎に行われる定期点検は、確実に実施し、積極的に保全を要する箇所を洗い出して速やかに整備を行っておくことが、消防活動や交通事故防止に係る消防責任を回避するための極めて重要な事前対応だといわなければならない。

通常、消防車両の運行に伴い消防責任が問われるケースとして、安全運転の欠如という問題を挙げることができるが、これは国家賠償法第1条の規定によって、当該運転者の故意又は過失の有無が問題にされる。しかし、消防車両の一部に不具合があって、そのことで消防責任を問われる場合は、公の營造物の管理瑕疵の問題として、国家賠償法第2条の規定に基づき消防責任が追及されることになる。同条は、「公の營造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じさせた」とときに賠償責任が発生するが、ここで公の營造物とは、道路、河川、港湾等の土地の工作物に限定されるのではなく、およそ公の目的に共用される有体物を含み、当然、消防車両も公の營造物に含まれることになる。また、瑕疵があったといえるためには、その物が通常有すべき安全性を欠いている状態が認められなければならない。

こうしたことを前提にすると、消防車両の整備不良の状態は、容易に当該整備不良箇所に通常備えるべき安全性が備わっていないことを認めることができるから、一般的には、整備不良が認められたときには殆ど消防責任を免れることはできないものと考えられる。また、營造物の瑕疵については、故意や過失という主観的責任は不要とされている。つまり、瑕疵の存在は、先述のとおり通常備えているべき安全性が備わっているか否かということで判断されるため、車両の管理行為に過失があつたかどうかに関わらず原則的に無過失責任を負わなければならぬ。しかし、不可抗力で瑕疵の状態を発生させたような場合には、瑕疵の存在が否定されることになるほか、他に損害賠償の責に任すべき者があるようなときには、その者に求償することができる。これには、例えば、修理工場で不適切な整備が行われた結果、それによって損害を発生させたような場合を想定することができる。

したがって、公の營造物の管理瑕疵として消防車両の整備不良の基づく賠償責任が追及されることを考えると、その責任を回避することは極めて困難であることから、消防車両は、日常の点検又は定期点検に当たっては、整備を要する箇所の見落とし等がないよう十分注意しなければならない。そこで点検、整備の徹底を図るために、不良箇所の有無に関わらず、所定の点検結果を必ず上司に報告するという制度を創設する等の対応は、整備不良に基づく事故回避の有効な手段の一つになり得ないだろうか。

第1回 地震と防災の旅 参加者募集！**阪神・淡路大震災15周年記念**

期間 2010年1月20日～21日予定（1泊2日）

目的 災害の現地を尋ね、自治体等の災害対策をヒアリングし、今後の防災対策に資し、風光明媚の地域を併せ探訪し、参加者の交流を図る。

行程

- ◎人と防災未来センター（神戸市東灘区）〔集合場所〕
- ◎野島断層保存館（淡路市）
〔語り部／北淡町（現・淡路市）消防団の活躍、仮設住宅入居の特別措置〕
- ◎高田屋嘉兵衛翁記念館（淡路市）
〔嘉兵衛は江戸時代最大の偉人 司馬遼太郎評価〕

宿泊 舞子ビラ（神戸市垂水区）**費用** 羽田→神戸スカイマーク利用

- ④47, 000円（シングル）
④45, 000円（ツイン）

現地集合ルート

- ④27, 000円（シングル）
④25, 000円（ツイン）

（主催者の地域防災研究所所長、大間知 優より阪神・淡路大震災と要援護者について30分程度講話を予定）

【主催】 地域防災研究所 所長／大間知 優

TEL：045-844-2885 FAX：045-844-2894

【申込先】（株）ゴッドビッグエンタープライズ

TEL：03-3639-8080 FAX：03-3639-8505